

会 議 録

会 議 名	令和4年度 第4回 文化財保護委員会	
開 催 日 時	2023年(令和5年)1月23日(月) 午後6時～午後8時	
開 催 場 所	藤沢市役所8階 8-1会議室	傍聴者数
		0
出 席 者	審議会等の長	鈴木 良明
	委 員	伊藤一美、川口徳次郎、川地啓文、矢島律子
	事 務 局	郷土歴史課 菊地課長 磯崎課長補佐 川口上級主査 串田主査 芦葉担当
議題及び公開・非公開の別	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 藤沢市指定天然記念物「ツカミヒイラギ」の指定解除について(公開) 2 文化財収蔵庫の再整備について(非公開) 3 国登録有形文化財「有田家住宅」について(公開) 4 「藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会」について(公開) 	
非 公 開 の 理 由	議題2については、藤沢市情報公開条例第6条第3号の規定により非公開とする。	
審 議 等 の 概 要	<p>議題1については、市指定天然記念物「ツカミヒイラギ」の指定解除について審議が行われ了承された。</p> <p>議題2, 3, 4については、事務局からの報告後、質疑が行われた。</p>	
そ の 他		

会議録別紙

委員長	<p>それでは令和4年度第4回目の文化財保護委員会を開催させていただきます。遅まきながらですけれども、本年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>早速議題の方に行きたいと思います。議題の(1)審議事項「藤沢市指定の天然記念物ツカミヒイラギの指定解除について」ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では私から説明させていただきます。藤沢市指定天然記念物ツカミヒイラギの指定解除につきましては資料4をご覧ください。</p> <p>指定天然記念物ツカミヒイラギは江の島サムエル・コッキング苑内に所在しております。位置については資料4の2ページをご覧ください。コッキング苑内の敷地の西側、灯台前の広場に面したところにございます。矢印と丸印で印をつけております。すぐ近くにひょうたん型に印されているところが、昨年度に設けられたフワフワドームの場所になっております。</p> <p>資料の1ページに戻ります。ツカミヒイラギが天然記念物に指定されたのは、昭和46年7月5日のことです。指定理由としては、「牧野富太郎が昭和8年に命名した原木に当たり、学術上貴重で珍しいものである」と挙げられています。記録が無いのでその樹齢については定かではありませんが、指定当時で約100年とされています。昭和8年ごろ、牧野富太郎が学会に発表した際の所在地は、現在のサムエル・コッキング苑の入り口南側の広場、でコッキングの屋敷があったところに当たります。その後、旧植物園内の整備等のために2回移植され、現在の地に至ったとのことです。</p> <p>平成30年の6月に実施した樹木診断の結果、枝葉が少ない、一部の枝の枯死、一部の根元の腐朽等が確認され、樹勢が衰退していると報告がありました。その報告を受けて、対策として、根元の腐朽部位の除去、殺菌、芽の育成を図るための活性水の散布などが行われました。さらに同年の10月には後継樹の育成を開始しました。「2019年春に芽が出ていれば成功」とのことでしたが、後継樹の育成は成功しなかったと報告されています。</p> <p>その後、令和2年(2020年)の11月に担当樹木医が元旧植物園園長に聞き取った内容の報告によると、県立フラワーセンターにクローン樹があるとの記録がありました。そのため、同11月に郷土歴史課職員が県立フラワーセンターを訪問しましたが、クローン樹は存在しないことが確認されました。</p> <p>それ以降、定期的に状態を確認しておりましたが樹勢の改善は見られず、令和4年11月30日郷土歴史課職員が現状を確認した際には、腐朽のために幹から複数の枝が落下して地面に散乱している等、さらに状態が悪化していることを確認しました。管理者に確認したところ、いつから枝が落ち始めたのかなどは把握していないとのことです。令和4年12月9日には鈴木委員長、川地委</p>

員に現状をご確認いただいた上で、指定解除やむなしと判断いたしました。資料の3ページにカラーで樹勢の推移を示しています。いずれも該当のツカミヒイラギを南側から見る構図となっています。2015年頃には枝葉が生い茂っている様子が見られます。それが先ほどの説明の通り2018年頃から状態がよろしくない様子が報告され、2022年1月には既に葉が全てについておらず枝だけの状態となっておりました。画像では若干見えにくいので枝の広がり具合を赤色の線で囲みました。比較する際にご覧ください。さらに2022年11月には、2022年1月の時点で確認されていた枝がほとんど残っていませんでした。経緯としては以上です。

次に資料の4ページ目に入ります。こちらでは藤沢市における指定天然記念物の指定解除の事例を挙げています。事例は2件ございます。

まず事例1 遠藤宝泉寺のヤマザクラ。こちらの指定日は昭和55年12月16日です。指定理由としては宝泉寺の旧境内の東端に位置し、樹齢およそ160年（指定当時）で樹勢なお旺盛で枝ぶりも良いとのことで指定を受けました。解除は平成元年、解除理由は枯死のためとなっております。

次に事例2 石川のウメです。こちらの指定日は昭和45年5月20日です。指定当時樹齢およそ300年に数えられ樹勢、樹形ともにすこぶる良好でこれほど見事な梅の木は他にあまり例がない、とのことで指定を受けましたが、平成20年に所有者による伐採処分のため指定解除となりました。ツカミヒイラギの件については以上になります。

委員

はい。ありがとうございました。ツカミヒイラギについて、ご報告の通り指定解除をお諮りしたいということでした。

先般、現地へ参りまして、ちょっとどうにもならない状態かな、と感じた次第でございますが、何かご意見があればお願いしたいと思います。

委員

今日持ってきた資料ですが、ツカミヒイラギの指定解除ということで、この機会にと思ひまして、天然記念物の指定について若干意見を書いてまいりました。あんまりこの席で天然記念物についていろいろ議論することはないものですから、こういう機会と思ってちょっと今まで思いためたことを書いてみました。

一つ、ツカミヒイラギについては、もうこれしょうがない。命あるものはしょうがないことだとは思いますが、枯れてしまった原因ははっきりわかりませんが、植え替えによる負荷というのが大きかったのではないかと思います。モクセイ科の常緑の低木ですから、温暖化はあまり関係ないだろうと思います。もっと温かいところでも生育できるものですので。あとは台風のときの

塩害ですが、やっぱりあそこはひどくて。クックカロウアリアやシマナンヨウスギも塩害で樹勢が落ちたときもありましたので、そんなことも原因かなと思います。

ただ私は大船のフラワーセンターに挿し木にして生きているものがあるのだろうと思ったら、それも無いということをお聞きして、ちょっとがっかりはしています。

天然記念物の指定についてですが、最後に指定されたのが常光寺の寺社林で昭和43年のことですね。それ以降、天然記念物の指定がありません。ということはもう45年以上、市の天然記念物指定はないということになります。その45年の間に、私達の自然に対するものの考え方っていうのも、ずいぶん変わってきたのではないかと感じるのです。

そういうことを例にして、少し思うことがいくつかありまして、例えば慈眼寺の寄り木ですね、混成樹。これも天然記念物の指定になっているのですけれども、モチノキとタブノキとスダジイが螺旋状に絡み合って、ものすごい大木になっています。そもそも天然記念物の指定は前任の小林先生が、希少で珍しいものであればいいのだよ、そこが実は難しいところなんだよっていうことを、私引き継ぎまして。珍しいだけでいいのかなっていうのはずっと疑問に思っていました。

確かに慈眼寺の混成樹は珍しいと思いますし、見たらハッと驚くようなものなんのすけれども。この3種類の樹木のひねりになって螺旋状の大木になっていくのは、これもう人のなせる技でしかないだろう、自然にこんなものができるわけがない、と思いました。何か環境的な要因があれば、地形とかに要因があって偶然そうなったのかもしれないけれど、絶対、樹木同士が淘汰しあうはずなんです。ですから慈眼寺の創建の後に、慈眼寺が作り上げたものだろうと思います。人為的というか盆栽として育て上げたものだろうなって思うのです。これが一つ。

二つ目のコッキングがいろいろ収集した、クックアロウカリアやシマナンヨウスギ、タイミンチク。これらを江の島で見ることができるというのは、一つ大きな売りにはなっているのですが、コッキングの趣味で集めた外来種なのでよね。クックアロウカリアにしてもシマナンヨウスギにしても、オセアニアの島々では当たり前で生えているものです。日本では数少ないと思うのですが。タイミンチクなんていうのはもう九州から沖縄の南の島々には普通に生垣になって生えている植物です。あまり珍しいものではないなと思うのですが。コッキングを否定するわけではないのですけれども。

コッキングと同じように江の島にゆかりのあるエドワード・モースはこよなく江の島と日本を愛して、日本の生物学に多大な功績を残しました。そのモース

と比べて、コッキングは江の島で何をなした人か、というのは、調べてみると意見がわかれるところではないのかな。もちろんコッキング苑が藤沢の観光には非常に大きく貢献していることは認めるのですけども。

そうすると、はたして天然記念物の指定は、例えばお寺の利益になるとか、個人の嗜好や趣味が絡んでるっていうようなものは、ふさわしくないのではないかと思うのです。それと比べて、他の天然記念物で、例えば台谷戸のタブノキとか常光寺のカヤノキっていうのは、あれはもう鎮守の森を代表する素晴らしい樹木だと思ってます。八百万の神の神聖さみたいなものを保っていて、どちらも樹齢が300年を超えており、非常にたくましく美しい、人と自然の豊かな関わりみたいなものが想像できます。

鶴沼皇大神宮の烏森にも同じような樹林があります。遊行寺のイチョウの木についても、イチョウそのものは人が集まる場所に植えられる樹木文化を持っていて、遊行寺の歴史をそのままを語っているような素晴らしい樹木です。長い歴史の中で信仰にふさわしい、凛々しい姿を持っており、天然記念物としてもふさわしいものだと思うのですね。

ということで、現状の天然記念物をどう評価し、かつ、これから天然記念物をどう指定していくかということを考えてみる必要があります。珍しいものだけを市内で挙げるとなると、温暖化によって来た変な生き物たちばかりになります。クマゼミであるとか、それからアカボシゴマダラって蝶が新林公園から発見されたりとか。でも珍しいことは珍しいのですよ。でも、そんなものは絶対、天然記念物には値しないのです。

それから藤沢メダカがすごく話題になりました。20年ぐらい前からなのです。これを天然記念物に指定してもらえないか、という話は実は私自身も受けたことがあります。このメダカは境川の旧河川道の蓮池から数十年前に採取された個体が個人の庭池で生き続けたってことがあり、これが環境教育として、市内の学校の教職員の有志が学校で育ててメダカの学習に使われました。非常に教育的には意義のある使われ方をしたのですけれども。実際には全国でこういうデータがあるのですよね。メダカは河川ごとに進化するから若干DNAが変わっていくみたいな部分もあって、河川ごとのメダカの系統を守ろうなんていうことを盛んに言われながらも、メダカ減っちゃったから勝手に放流する人たちもいっぱいいて。もう要するにDNAの攪乱は日本中で起きてしまっていて、純粋な藤沢メダカだからなんて1匹1000円で売り買いされるっていう事実も実はあるのですよ。こんなものを天然記念物だって指定しちゃったら何か変なお金が絡んだり商売が絡んだり人の利益が絡んだりっていうことになってしまうだろうし、実際にメダカはそこら中にまだいるんですよね。放流されたものがね。ですので、これも候補にするにはちょっと考えます。

また、ツカミヒイラギみたいに藤沢で命名された新種の動植物もあるのです。例えば学名に江の島の名を持つベンテンモというのが江の島の磯にもいるのですね。僕は実際、採取して確認したことはないのですが、ユナっていう海藻に付着し寄生する小さな藻類です。とか、鶴沼の名を持つクゲヌマラン、これは長久保公園で今保存されている非常に希少なランで、マニアがものすごく探し回っているものです。

大庭の田んぼに、毎年5月の連休頃に出るハウネンエビ、これブランキーナ・クゲヌマエンシスっていう学名がついてるのです。ベンテンモとかハウネンエビは、モースの教え子の、石川千代松博士が、藤沢で命名したというもので、非常に希少な面白いものだと思います。ただ絶滅が非常に心配されるものですし、もしこれを天然記念物に指定して広く名前が知れわたるとマニアが血眼で探すようなものだろうと思います。乱獲される恐れもあるし、実はそっとしておきたいものなのですね。

藤沢で発見されたナウマンゾウの化石も、これも忘れ去られちゃいけないと思って、今この場で言うておくのですけれども。1975年に天嶽院で発見されたものです。これは15万年前の化石で、今、小田原の博物館に保存してあるのですが、素晴らしい化石で、千葉の中央博物館とかいろんな博物館にレプリカで使われているものなのですが、残念ながら頭がないのですね。ナウマンゾウ自体は日本各地で見ついているということもあるのですが。

というようなことで総合的に勘案すると、今後藤沢市が指定すべき天然記念物を現段階で見出すことはできません。ただ、天然記念物という枠組みが時代の変遷とともに、ちょっと合わなくなっているのじゃないかと思います。ですので大胆な提案ではないのですけれども、天然記念物じゃなく、藤沢の「自然文化遺産」みたいなものとして、藤沢に残っている、大切にしたい自然というもの、これはもう江の島はもちろんですし、引地川境川の斜面に残る照葉樹林帯、これ自然林、原生林がまだ残っていると。湘南の砂丘のおもかげを残すクロマツ群があると。季節風を受けて北東方向に樹形を傾ける大きなタブノキが残っていると。それから谷戸地形が藤沢の三大谷戸などと呼ばれていますけど、里山の景観を残す谷戸地形があると。こういったものを文化財の天然記念物ではなくて、藤沢市の指定する「自然文化遺産」というようなものとして残していくことの方がいいのではないかと思います。

2018年に環境部で藤沢市の生物多様性地域戦略っていうものを作って、それが環境部としても同じような方向性を持っている、ということで文化財の天然記念物の方向性としてもこういうような形で考えていくべきだと、そんなふうに思います。以上ちょっと長くなりました。

委員長

ありがとうございました。ツカミヒイラギの指定解除についてはやむを得ないという報告でございます。

この件については他の委員の方はご意見ございましょうか？一応この会でお諮りをした上で、解除の手続きということになっていくのだらうと思うのですけれども。

私の率直な感想ですが、もう死に体ですよ。今後もおそらく芽が吹き出すということは、無いのだらうなという気がします。よろしゅうございましょうか。生きているものですから、いつか終わりがあるのは物の理でございます。延命措置もいろいろ考えられたようですけども、万策尽きたということになります。よろしゅうございましょうか？

特に解除についてご意見がなければご提案の通りですね、解除の方向で進めていただければと思います。

今、委員からレポートといいましょうか、今後、いわゆる天然記念物という今までの概念をあんまり引きずっていくと、指定物件が藤沢市には無くなってしまふだろうという危惧といいましょうか。それよりも「自然文化遺産」というような新しい概念ですかね。そういうものを今後対象として考えていくというご提案がございました。もう少しこれもご研究を進めて、あるいは環境行政とも調整を図っていく必要があるかと思えます。先生の今のお話ですと、珍しいものということで指定の基準があったようでございますが、それをもう少し整理して、そういう観点からだけではなくて、というようなそんなご意見と承りました。

これから指定物件をこれがふさわしいだらうというご提案があれば、そういう「自然文化遺産」という新しい位置づけとして、それを読み替えるといいましょうか。天然記念物としてというよりも「自然文化遺産」というふうに読み替えた上で、もう少しその辺の指定といいましょうか、拡充を図っていくというような事もありうるかなと思えます。

大変貴重なご意見をいただきました。せつかくご意見をまとめいただいたので、これも記録に残しておけたらと思えます。こういう考え方もあるよというご提案だと思いますので、そのご意見をこれからの文化財保護行政あるいは環境行政等に活かすためにもですね。貴重なご意見ですので、形に残していただきたいなというふうに思います。よろしゅうございますよね。

委員

はい。あの本当に勝手な自分の考えだけ述べさせていただいたのですけれども。文化財保護委員は文化財に関する意見を述べるのが仕事だっというふうに先生から教わったので、この機会にと思って。よろしく願いいたします。

委員

私も委員が口火を切ってくれたのでありがたかったのですけども。この藤沢市

だけじゃなくて、県もそうだし国もそうだし、いわゆる指定の文化財、天然記念物の指定について、なぜこれが指定されるのかなと甚だ疑問に思うことがあって、そのやり取りがどうなのかわからないのですけれども。

ただ一般的には、その昭和 26 年に文化財保護法ができましたが、文化財保護法の目的が、日本の文化を代表する遺跡とか名勝とか神社仏閣とかいうところの所蔵品が外国へ全部持ち出されることを食い止めたいということ、それから、法隆寺のあの焼失事件があったものですから、そういった貴重なものを指定にすれば、その方の保護体制が整備されて、同時に国民にも関心を持ってもらえば、文化財を大事にしようという機運が高まるんじゃないか、っていうところにあったわけですね。

しかし、その時にはあくまでも歴史的な文化的なものであって、史跡とか名勝ももちろん頭にあったのですけども。いわゆる天然記念物に関するものについては、後から追加されて議論されたのですね。

私も文化財の指定の理由に関して勉強してみたのですけども、まさに川地先生が言ったように指定する理由っていうのは特異なものを指定するのじゃないのですよね。国の指定のものについては、国を代表する、そういったもの、これこそ国を代表するものだとして一般化されるのをむしろ指定の対象にしよう。県の指定の場合には、この場所、もの、云々っていうのは神奈川県を代表するような史跡だとか名勝だとかの文物をしようということなので、あくまでも珍しいものとか、これしか今まで見たことがないから指定しようっていうことは、むしろ特異なものだったという気がします。

でもこの頃は「他にないので」と理由付けますが、そうじゃなくて、指定の理由っていうのは、一般的に誰がどう見てもこれは藤沢の中で非常に代表的っていうか、だれが見てもわかりやすいものを指定するはずなのに、どうも食い違っているんじゃないかなっていうようなところがあります。

だから藤沢市の場合には、その指定にかかったときに、この指定事由で指定をしたい、というのは一体誰が言い出すのかっていうと、この場合は形の上では文化財保護委員会が提案して、それを出して決まるってことなんだろうけども、実際には事務局が発案しているのだと思うのですね。でも事務局がどういう理由で発案してきたかというのは、私も時々指定理由を読むのですけども極めて簡単に書いてあるのですね。それで、ただあんまり問題にたくないもので質疑応答もしないのですけれども、先生がおっしゃったように、やっぱりその辺をもう少し議論してきた方がいいんじゃないかって。

少なくとも珍しいからとか二つとないからとか、そういうのは、むしろ邪道な指定であって、藤沢を代表するっていうものが一番の基本になると思うのです、市の場合。さきほども言いましたけれども、これからはその時間を十分

に取ってやった方がいいんじゃないかなって感じがしていますね。

委員長

はい。ありがとうございます。指定の議論になりますと、これは文化庁あたりも指定基準っていうのを持っているのだらうと思うのですが、その基準は総論的なものであろうかと思うのですけれども、例えば歴史資料なんかですと、その位置づけがやはり大事になるのですよね。日本の国の歴史にとって、どうなのかっていうその位置づけですよ。

自治体の保護条例なんかも多分、そういう意図で作られているのだらうと思うのです。市にとって、ということでその位置づけを明確にした段階で指定になっていくという。しかし、天然記念物だとちょっと温度差があるといいたしよつか。

例えば鉱物かの場合は、天然記念物に指定しますよね。でもあれは地層というのか、そういうものを代表するもので、県か藤沢市にとって、あるいは日本の国にとって非常に貴重な学術的な資料になるということで指定するのだらうと思う。

天然記念物としての植物や動物というのは、その種を保存するという目的がある、その辺のちょっと考え方の整理が必要で、指定基準というような具体的にこうなんだっていうことが、あまりピンとこないところがあります。

委員がおっしゃった、これから藤沢市の指定天然記念物については、今までの概念でいくと該当するものがなくなってしまうがそれでいいのか、という問題提起でもあるように思うのです。その辺を少し、研究といいたしよつか、市の条例の考え方っていうのがあるのだらうと思いますので、ちょっとそれを研究しながら、この分野の指定について、あるいは全般についてですね、考えておくことが必要なかなという感じがします。この場でそういう議論ができるのが一番いいと思います。

委員

天然記念物っていうのは全く素人で、今日お話を伺っていたのですけれども。先生方のお話をうかがってだいぶ理解が進んだのですが。元々目的っていうのは何のために指定をされたのかなっていうのを聞きながらまず疑問に思ったのです。

それからあともう一つ引っかけたのは指定後の管理とか指針、これに関する指針っていうものは元々無かったのでしょうか。

なんかちょっとびっくりしたのは最後の「令和4年11月30日観光課を通して管理者に確認したところ把握してない」いいのかそれで、っていうのが素直な感想で。指定するには何か目的があって保存、代々ずっとできるだけ保存していくっていう考え方、種の保存というのがあったとしたら、ちょっともうク

ローンがないことが判明したとかっていうのは悲しい話でありまして。それから石川のウメ。これが天然記念物に値するかどうかは別として、解除理由が所有者による伐採処分のためって、これも何のために指定したのだろうというようなことを素直に感じましたので。これから「自然文化遺産」という形で、もしもそういう方向性でいくとしても、指定するからには指定することによってどういう管理や指針を作っていくのかっていうようなこともあわせてご検討いただきたいものだと思います。

委員

先生の今回のご意見、ものすごく重要な点がたくさん入っているなっていうことをまず感じています。私も正直恥ずかしいのですが、先輩の先生に、様々な形で自然と特に化石などことについても現職時代に教えていただきましたけれども、やっぱり確かに法令ではなかなか明確に、これがっていうのが特に自然に関するものについては選択がやっぱり難しい。

また各々の市や町でもみんなそれぞれ違いますので、種類が。例えば、葉山あたりですと、やっぱり梅の古木なんかもあるわけです。そうすると、それがただ樹齢が古いというだけではなくて、どういうところにあったか、家はなくてもそこにあった過去の名主さんの屋敷のお庭という、そういう一つの歴史が入っていて、だから当然それも人為的に植えられたもので、それがずっと引き続いた。しかし、最終的に所有者が移動してしまっただけで解除する。所有者の意思がございまして。やっぱり貴重ですけども、最終的には解除せざるを得ない。所有者がもうここは土地を売る、だから残しておいて欲しくないという意思を出されたために切ってしまった。だから必然的に物がなければ解除せざるを得ない。

そういうことが葉山で3年前にあったのですけども。天然記念物としては、これから新しいものはなかなか現れにくいという状態がありますね。やはり今後、先生が今出されたようなことも考えて、ある程度かなり広く考えないといけない。

もう一つ、あの慈眼寺の混成樹。これなども改めて考えたら、自然にこんなに絡み合うなんていうのはまずあんまり考えられない、っていう思うんです。そうするとここで指定したからっていうわけじゃないのですけども、なぜこういう形になったのか、それをまた、ある場合には自然系ではなくて人文系の研究の中で、こうした樹木の出来た歴史を考える。そういう意味では僕は指定をしてあること自体が大事なことだろうと思います。慈眼寺の創建に関わるという一つの歴史がある程度証明できればいいのですが、おそらくそれは無理だと思いますけれども、でも何かそこに人為的な関わりがあって今に伝わっている。そういう点では藤沢の独自の一つの、あの時代の文化、その結果、そういうも

のが残ってきた。それはそれでやっぱり意義はあると私は思います。
ですから、これが枯れたりとかっていう、そういう状況が今後もっと出てくる
と思うのですがそれはその時になったら考えるべきこと。特に大事なことは、
これからの指定をどうするのか、そういう意見提案というもの、これはここ藤
沢市だけではなくて、その他の地域、さらに日本国全体において非常に大きな、
インパクトのある問題提起だと思います。
だからといって今どうするのかってというのは、すぐ軽々には言えない、また、
よくわからないところもありますので。いい加減な形では言えないなという
ふうに思います。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。天然記念物だけではないかもしれませんが、
その指定のあり方といたしましうかね。そういうものを、国などの動向も含め
て、情報収集したりあるいは研究をしていかないと現在の社会に合わなくなる
部分もあるかもしれませんね。
いろいろ貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。実際に何か
事例として、例えば天然記念物として指定を検討する事例が出てくると、結構
議論が具体的にできるかと思います。
先生のご提案、大変貴重なものだろうと思いますので、こういう考え方もある
のだということですね。やはり示しておいた方がよろしいのじゃないかなと思
います。ですから、これを市の文化財報告書が何かで活字化して残して、こう
いう議論があるということを示しておいた方がいいのじゃないかというふう
に思いますけれども。いかがですかそのあたり、事務局の方。

事務局 そのようにして進めていきたいと思います。

委員長 よろしゅうございましょうか、解除ということで議題にあがりました。残念な
がらといたしましうかね、その判断を支持せざるを得ないということで結論にさ
せていただきたいというふうに思います。それでは次の報告事項にすすみま
す。

報告事項アについては非公開のため未掲載

委員長 報告事項イの登録有形文化財「有田家」について、ご説明をお願いできますか。

事務局 はい。それではお手元の資料2をご覧ください。
有田家住宅は大鋸3丁目に所在しております国登録有形文化財でして、平成

31年の3月に国登録有形文化財に登録になりましたが、この度、所有者から建物および土地の寄付の申し出がありまして、昨年の令和4年11月1日付で藤沢市の所管となりました。

資料の横書きになっているものをご覧ください。こちらの黒枠が寄付範囲になっております。有田家住宅に関しましては、都市計画法で定められている第一種低層住居専用地域区域の中に位置しておりまして現状では内部の活用が難しい側面もございますが、昨年の11月から12月にかけて内部の立ち入りを制限をさせていただいた上で藤沢今昔まちなかアートめぐりの臨時会場として活用するなど、外観や敷地を生かした活用をしました。

今後についてですが、お手元の資料にもありますが、西側の県道部分ですね。そちらの有田家に通ずる階段部分に安全対策のため安全柵および手すりを今年度設置をする予定になっています。なお、機械警備につきましては既に導入しております。今後も適切に管理して活用してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上になります。

委員長 はい。ありがとうございました。有田家住宅が市に対して寄付ということですか。

何かご質問等ございましょうか？

委員 特に文化財指定ではないのですよね。

委員長 そうですね、国の登録ですから。

この他にも国の登録の物件はあるのですが、これが直接市の管理に入るわけですよ。まあ指定ではないですから多少縛りが緩いということになります。

市がもらった以上は、保存が図られるとは思いますが、市の管理下に入って維持されていくという、そういう理解でよろしいですよ。お金もかかってくるだろうと思えますけど。

事務局 実際の活用につきましては、なかなか難しいという現実があります。調整区域ではないのですけれども、都市計画法上の第一種専用住宅という用途地域で、ここは非常に閑静な住宅街を想定して指定されています。そのため、その場所でカフェなどの飲食店を営むとか、カルチャースクールを開くということは、非常に制限をされてしまうというところがございます。

ただ、今回寄付を受けた有田家住宅につきましては敷地もあわせて寄付をいただいております。その建物の良さもさることながら、庭には竹やぶがあつて、非常に立派な梅の木があります。樹勢がしっかりしておりまして毎年非常

に多くの梅がなったりもします。有田様からは「もし市の方で庭の梅を使って梅干しを漬けるのだったら私も手伝うわ」などと、おっしゃっていただいたりもしているところがございます。

また、隣接する緑の広場が数年のうちに公園として整備される予定ですので、その整備と並行して、市民の皆様にあ愛していただけるような活用の仕方を検討していきたいと考えているところがございます。

委員 この土地は有田さんの所有ですか。

事務局 土地もご寄付いただきました。そのため、隣接する緑の広場と合わせて、全体を公園として使うということも考えられるところでは。

委員長 はい。ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。他にご質問があればと思いますけれども。

それでは、次の報告事項に進めさせていただきます。藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会について、ご説明お願いいたします。

事務局 では私から説明させていただきます。藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会についてですけれども、資料は、「令和5年度文化庁」と記載のある表紙のものと、「藤沢市郷土芸能保存継承実行委員会規約」と書かれている資料をご覧くださいと思います。

こちらの実行委員会を昨年末の12月20日に立ち上げました。こちらはどのような実行委員会かといいますと、令和5年度地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事、民俗芸能等継承振興事業)という名称の文化庁による補助金に関係するものです。この補助事業は新型コロナウイルスによって伝統芸能等の諸行事が中止となることが続き、その継承が困難となっていることを危惧して新たに創設された補助事業となります。

「文化庁」と表紙に書かれた資料2ページの一番下の行に、「補助事業者(補助の対象となるもの)」として「地域の文化遺産の所有者、保護団体、各保存会等によって構成される実行委員会等」とありますように、各保存団体から個別の申請ではなく1市町村につき1実行委員会からの申請とされております。そのために実行委員会を立ち上げました。

構成団体は、藤沢市に所在する県指定または市指定の無形民俗文化財の保存会と人形山車の有形民俗文化財の団体、合わせて13団体から構成されております。郷土歴史課は事務局として携わっております。

文化庁からの申請の案内があつてから書類の提出まで、期間が短かったのです

が、実行委員会構成団体のうちの4団体から申請の書類を預かっておりまして、本年1月6日に神奈川県を通して文化庁に提出したところございます。

ちなみに申請した4団体とは、藤沢とび職木遣保存会、鶴沼皇大神宮の人形山車保存会、辻堂諏訪神社の人形山車保存会と江の島天王祭保存会です。申請内容は、木遣保存会が半纏の新調、鶴沼並びに辻堂の人形山車は山車の部分修理、天王祭保存会は獅子頭の修理となっております。この申請に対する採択の結果は3月末頃に行われる判明する予定です。

今回この実行委員会は補助金申請をきっかけに立ち上げましたが、今後は各団体の情報交換、交流の場として活用していきたいと思っています。以上となります。

事務局

若干補足をさせていただきます。実はこの補助金、今年初めて出てきたものではなくて、昨年、令和3年度の補正予算という形で話が1回ございました。ただ話が12月ぐらいにありまして、1月、2月にはもう申請だよ、というところでタイトな日程でした。

また、仕組みとしては色々な団体がひとまとまりになって申請をしてください、ということがございましたので、その取りまとめから、見積もりを取って申請というところまでがふた月ぐらいで進めるというのは、なかなか難しいところがございますので、昨年お声がけいただいたときには断念せざるを得なかったということがございます。

ただ、せっかくこういう補助金があつてというところで、活動されてる方の少しでもお役に立てればということで、今回あらかじめ準備をしてきており、実行委員会の立ち上げもさせていただいて、無事申請には間に合ったというところなんです。今後は、申請だけではなくて、これからそれぞれ皆さん発表の場っていうものも、なかなかこういうご時世ですので、できない団体さんもいらっしゃるかもしれません。そういったところで何かやっていけたらいいなということで考えてはおります。

委員長

はい。わかりました。何かご質問ございましょうか。

文化庁の制度を利用して補助金を受けて事業を進めていこうということでございます。よろしゅうございましょうか。

先ほど失念をしてしまいました。天然記念物の解除のご承認をいただいたわけなのですが、そのときに矢島委員から指定の天然記念物に関して、保存管理面でちょっと課題があるんじゃないかという指摘がございました。これも少し、保存管理面をですね。どういう点検の仕方をするのか、状態を把握するのかがあっていいのかなと思っておりますけれども。これも注意深く、やはり進めるべき

だろとう思います。先ほどちょっと触れられなくて申し訳なかつたですけど、
矢島先生からご指摘がありましたので、改めてお伝えしたいと思います。
それでは、以上で議題については、すべて終了いたしました。